

中学校における神戸モデル標準服についての基本方針

令和4年1月24日神戸市教育委員会会議決定

教育委員会では、市立中学校の標準服について、令和元年7月に有識者や保護者等で構成する「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」を設置し、令和2年7月には「神戸モデル標準服」の導入を内容とする報告書の提出を受けました。

さらに、令和3年8月からは同検討会の流通部会を設置し、令和4年1月には「流通部会 意見のまとめ」の提出を受けました。

この「報告書」や「意見のまとめ」を踏まえ、このたび「中学校における神戸モデル標準服についての基本方針」を策定しました。

今後、この基本方針をもとに、保護者の経済的負担の軽減や性の多様性等への対応を踏まえ、「神戸モデル標準服」導入に向けて準備を進めるとともに、リユースをはじめ環境負荷軽減につながる取り組みも検討していきます。さらに、標準服そのもののあり方について、他都市の事例を研究し、生徒・保護者等の意見も伺いながら、議論を深めていきます。

記

1. 神戸モデル標準服の導入について

「神戸モデル標準服」は、令和5年度以降の導入とし、各校において、生徒・保護者等の意見を踏まえ導入の是非・時期を判断する。

2. 販売価格・仕様について

保護者の経済的負担の軽減や多様な選択肢の確保を図るために、希望販売価格を設定するとともに、外観や基本的な仕様は統一するものの、標準服製造メーカーは生地・機能性の違いや創意工夫により複数価格帯を設定できるものとする。

3. 製造について

メーカー間の競争を促し、より経済的で良質な製品が供給されるよう、希望販売価格以下でかつ基本的な仕様に基づき製造できるメーカーを、教育委員会で認定する仕組みづくりを行う。

4. 販売について

認定されたメーカーが製造した製品を取り扱うこと及び学校における販売・採寸が可能であることを条件に、教育委員会へ届出を行った販売店による販売を基本とする。

導入校における販売店の選定は、見積合わせ等により複数社選定することとする。